

新潟県公立高等学校入学者選抜における「自己申告書」について

新潟県教育委員会
新潟市教育委員会

新潟県公立高等学校入学者選抜において、不登校経験等のある志願者が、受検前に、高等学校に自分の状況や思いを伝えることで、不安なく、できる限り安心して受検できるよう、また、意欲的に高校生活に臨めるよう、令和7年度入学者選抜から、「自己申告書」を導入することとしました。

1 「自己申告書」とは

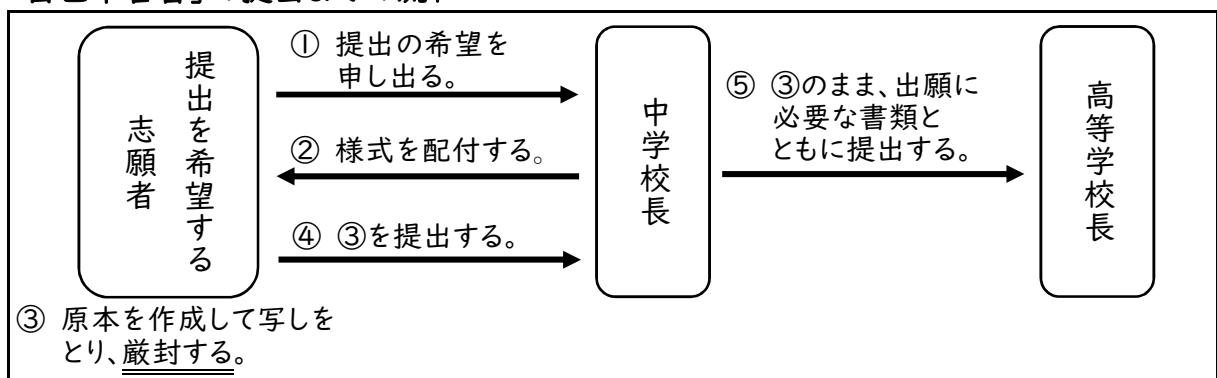
- ・ 中学校において不登校経験等のある志願者のうちで、希望する人が、欠席が多い理由、志望の動機、高校生活への抱負などを、直接、高等学校に伝えるためのものです。
- ・ 入学者の選抜において、「自己申告書」の記載内容によって志願者に不利が生じることはありません。

2 「自己申告書」を提出することができる人

次のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する人としてします。

- ・ 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上の人
- ・ 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター（フリースクールを含む）への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上の人

3 「自己申告書」の提出までの流れ



4 その他

- ・ 「自己申告書」の取扱いの詳細は、「令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」で示しています。
- ・ 「令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」は、新潟県教育委員会のウェブページからダウンロードすることができます。

○ 新潟県教育委員会 高等学校入学者選抜のウェブページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/nyugakushasenbatsu.html>

